

『保証マンスリー』は、東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です

保証マンスリー

9

2024
VOL.45
No.9

September

▶ 今月のお知らせ

シリーズ「保証条件変更基礎講座」
第1回 信用保証委託契約変更契約書(連帯保証人の加入・脱退)の
書き方について



LINE 友だち絶賛募集中!!
最新情報や経営に役立つ情報を
配信中! 左記二次元コードから
「友だち追加」をお願いします。

▶ 事業実績

▶ インフォメーション

ステップアップセミナー「創業編」
開催のお知らせ

シリーズ「保証条件変更基礎講座」

第1回 信用保証委託契約変更契約書(連帯保証人の加入・脱退)の書き方について

本号では、連帯保証人の加入・脱退の際に徴求する「信用保証委託契約変更契約書(連帯保証人の加入・脱退)」について、お問い合わせの多い箇所や記入漏れの多い箇所などを中心にご説明します。



信用保証委託契約変更契約書(連帯保証人の加入・脱退※)

連帯保証人の脱退や脱退と加入を同時に行う場合に締結していただく契約書面です。

当事者による自署・捺印が必要になる箇所がありますので、ご注意ください。

※「脱退＝解除」を意味します。

① 収入印紙貼付及び消印の押印

・契約当事者全員分の実印を押印してください。

※脱退する連帯保証人の押印は不要。
※オートスタンプを利用する場合は消印不要。



② 契約締結日の記入

・被保証人ご本人により、本書の記入日を記入してください。

③ 委託者

・被保証人ご本人による自署・捺印が必要です(法人の場合、住所・法人名・代表者名は社判でも差し支えありません)。

④ 新連帯保証人

・新たに連帯保証人に加入される方による自署・捺印が必要です。

⑤ 現連帯保証人

・連帯保証人として継続される方による自署・捺印が必要です。

※脱退される連帯保証人が自署・捺印しているケースが散見されますが不要です。ご注意ください。

⑥ 物上保証人

・物上保証人として継続される方による自署・捺印が必要です。

⑦ 保証委託契約書締結日

・当初保証時の信用保証委託契約書の日付を記入してください。

⑧ 脱退する方の氏名

・連帯保証人から脱退される方の氏名を記入してください。

※フリガナの記入漏れや押印された印鑑が実印ではないケースが散見されます。協会担当部署に返送する前に再度確認をお願いします。

- 1) 金融機関名
支店名(勘定店名)の記入漏れにご留意ください。
- 2) 借入形式
該当する項目を○で囲んでください。
- 3) 借入(割引)年月日
融資実行日(＝保証付融資の始期)を記入してください。
※借入形式が当座貸越の場合は、契約締結日を記入してください。
- 4) 借入金額(現在残高)
上段には当初借入金額を、下段には本契約締結時の残高を記入してください。
※条件変更申請時から契約締結日までの間に返済が進捗しているにもかかわらず、返済進捗前の残高を記入してしまうケースが多い箇所です。ご注意ください。

当該契約書は、内定後に担当部署から金融機関(原則として勘定店)宛に郵送いたします。契約締結後、協会担当部署宛にご返送ください(返送の目安:概ね1か月以内)。

今月のお知らせ Topics 2024.9

200円
印紙

信用保証委託契約変更契約書 (連帯保証人の加入・脱退)

東京信用保証協会 行 (印) 西暦 6年 8月 16日
(委託者・新連帯保証人・現連帯保証人・物上保証人は必ず本人が自筆のうえ、実印を押印願います。) (どちらかに○をしてください)

委託者 本社または住所 東京都中央区銀座6丁目17番11号保証協会ビル12階
法人代表者 ヤ エ ス チョウオウセイカ カブシキガイシャ
八重洲中央生花株式会社
代表取締役 東京 花子

新連帯保証人 住所 東京都練馬区練馬7-8-9保証協会ビル10階
氏名 トキョウ ハナコ
東京 花子

現連帯保証人 (封印欄)

物上保証人 (封印欄)

貴協会の信用保証に基づき委託者が金融機関から以下の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました 借入 月 日付借入保証委託契約書 (以下「原契約」といいます。)上の保証人の加入・脱退に際し、委託者・新連帯保証人・現連帯保証人および物上保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第1条 委託者・現連帯保証人・新連帯保証人および物上保証人は、東京 一郎 が令称、原契約上の保証人の地位から脱退し、保証の責から免れることを貴協会へ承諾します。

第2条 現連帯保証人および物上保証人は、引き続き貴協会に対し、借入およびの保証または物上保証の責を負います。

第3条 この契約により新契約上の保証人として新たに加入した保証人 (新連帯保証人) は、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負担する一切の債務について、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

第4条 委託者は、新連帯保証人の加入について、貴協会へ承諾します。

第5条 委託者は、新連帯保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、新連帯保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1) 委託者の財産および収支の状況
(2) 貴協会に対する原契約から生じる債務の種類、費用負担の種類、返済負担の種類、その他の債務 (以下「原契約から生じる債務」と総称します。)以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその内容及び履行状況
(3) 貴協会が保証料を支払うに備わっている保証料の届出状況、または提供しようとするものがあるときは、その届出およびその内容
第6条 新連帯保証人は、貴協会が変更を承諾した日 (以下「本契約成立日」といいます。)まで、貴協会に対し保証書提出明正証書を提供しないときは、本契約成立日以前において、現連帯保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。これに基づき履行が不十分または不実であったことが判明した場合は、新連帯保証人は貴協会が受けた一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(1) 委託者が法人である場合その債権、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
(2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
イ 委託者の親族の債権 (株主等) に対して決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない形式についての議決権を行使し、(以下「以下」)の事項を承諾する者
ロ 委託者の親族の議決権の過半数を他の株式会社がある場合に当該他の株式会社の親族の議決権の過半数を有する者
ハ 委託者の親族の議決権の過半数を他の株式会社が所有する場合には当該他の株式会社の親族の議決権の過半数を有する者
ニ 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
(3) 委託者 (法人も含む) と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に当該事業に必要とする各債権の借入保証委託契約書の各債権が適用され、なお、貴協会の各債権が契約から変更されている場合は、貴協会の各債権が適用されるものとします。

借入保証委託契約書第1条の借入事項による借入 (借入金債権の明細)

金融機関名	東西銀行	(東銀座 支店)	
借入形式 (該当欄を○で記入してください)	① 証書貸付 ② 手形貸付 (イ 借別 □ 極度) ③ 手形割引 (イ 借別 □ 極度) ④ 当座貸付 (イ 貸付専用型 □ 事業カードローン) ⑤ 電子記録簿貸付 (イ 借別 □ 極度 (手形・電子記録簿両方の割引を含む))		
借入 (割引) 年月日	令和2年 7月 2日		
借入形式が4の場合は、取得日			
借入金額 (元)	11,000,000		
現在残高 (元)	8,608,000		

(契約書裏面) 2020.04

《記入例①: 連帯保証人差替》

- 代表取締役である東京一郎氏が退任。
- 新代表取締役に東京花子氏が就任。
- 当社より旧代表者の連帯保証人解除及び新代表者の連帯保証人加入の申し出。
- 契約締結日: 令和6年8月16日

連帯保証人として継続される方はいませんので記入しません。
(本件は差替のため)

連帯保証人を解除する方の氏名を忘れずに記入してください。

下段 (現在残高) は、契約締結時の残高 (この例では、令和6年8月16日時点の残高) を記入します。

《記入例②: 連帯保証人解除》

- 代表取締役である東京一郎氏が退任。
- 新代表取締役に東京花子氏が就任。
- 「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」により現連帯保証人解除の申し出。

連帯保証人の全部解除になるため、新連帯保証人欄、現連帯保証人欄ともに記入しません。

連帯保証人を解除する方の氏名を忘れずに記入してください。

200円
印紙

信用保証委託契約変更契約書 (連帯保証人の加入・脱退)

東京信用保証協会 行 (印) 西暦 6年 8月 16日
(委託者・新連帯保証人・現連帯保証人・物上保証人は必ず本人が自筆のうえ、実印を押印願います。) (どちらかに○をしてください)

委託者 本社または住所 東京都中央区銀座6丁目17番11号保証協会ビル12階
法人代表者 ヤ エ ス チョウオウセイカ カブシキガイシャ
八重洲中央生花株式会社
代表取締役 東京 花子

新連帯保証人 (封印欄)

現連帯保証人 (封印欄)

物上保証人 (封印欄)

貴協会の信用保証に基づき委託者が金融機関から以下の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました 借入 月 日付借入保証委託契約書 (以下「原契約」といいます。)上の保証人の加入・脱退に際し、委託者・現連帯保証人・新連帯保証人および物上保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第1条 委託者・現連帯保証人・新連帯保証人および物上保証人は、東京 一郎 が令称、原契約上の保証人の地位から脱退し、保証の責から免れることを貴協会へ承諾します。

第2条 現連帯保証人および物上保証人は、引き続き貴協会に対し、借入およびの保証または物上保証の責を負います。

第3条 この契約により原契約上の保証人として新たに加入した保証人 (新連帯保証人) は、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負担する一切の債務について、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

第4条 委託者は、新連帯保証人の加入について、貴協会へ承諾します。

第5条 委託者は、新連帯保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、新連帯保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1) 委託者の財産および収支の状況
(2) 貴協会に対する原契約から生じる債務の種類、費用負担の種類、返済負担の種類、その他の債務 (以下「原契約から生じる債務」と総称します。)以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその内容及び履行状況
(3) 貴協会が保証料を支払うに備わっている保証料の届出状況、または提供しようとするものがあるときは、その届出およびその内容
第6条 新連帯保証人は、貴協会が変更を承諾した日 (以下「本契約成立日」といいます。)まで、貴協会に対し保証書提出明正証書を提供しないときは、本契約成立日以前において、現連帯保証人が以下の各号に掲げる者のいずれかに該当することを表明し、これを保証します。これに基づき履行が不十分または不実であったことが判明した場合は、新連帯保証人は貴協会が受けた一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(1) 委託者が法人である場合その債権、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
(2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
イ 委託者の親族の債権 (株主等) に対して決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない形式についての議決権を行使し、(以下「以下」)の事項を承諾する者
ロ 委託者の親族の議決権の過半数を他の株式会社がある場合に当該他の株式会社の親族の議決権の過半数を有する者
ハ 委託者の親族の議決権の過半数を他の株式会社が所有する場合には当該他の株式会社の親族の議決権の過半数を有する者
ニ 株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
(3) 委託者 (法人も含む) と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に当該事業に必要とする各債権の借入保証委託契約書の各債権が適用され、なお、貴協会の各債権が契約から変更されている場合は、貴協会の各債権が適用されるものとします。

借入保証委託契約書第1条の借入事項による借入 (借入金債権の明細)

金融機関名	東西銀行	(東銀座 支店)	
借入形式 (該当欄を○で記入してください)	① 証書貸付 ② 手形貸付 (イ 借別 □ 極度) ③ 手形割引 (イ 借別 □ 極度) ④ 当座貸付 (イ 貸付専用型 □ 事業カードローン) ⑤ 電子記録簿貸付 (イ 借別 □ 極度 (手形・電子記録簿両方の割引を含む))		
借入 (割引) 年月日	令和2年 7月 2日		
借入形式が4の場合は、取得日			
借入金額 (元)	11,000,000		
現在残高 (元)	8,608,000		

(契約書裏面) 2020.04

収入 200円
印紙

信用保証委託契約変更契約書(連帯保証人の加入・脱退)

東京信用保証協会 行 令和6年 8月16日
(委託者・新連帯保証人・現連帯保証人・物上保証人は必ず本人が自署のうえ、実印を押印してください) (どちらかに○をしてください)

委託者
本社または住所 東京都中央区銀座6丁目17番11号保証協会ビル12階
法人名 フリガナ ヤ エ ス チョウオウセイガ カシキガイシャ
八重洲中央生花株式会社
氏名 フリガナ トキョウ ハナコ
代表取締役 東京 花子

新連帯保証人
住所 東京都中央区銀座6丁目17番11号保証協会ビル12階
氏名 フリガナ トキョウ ハナコ
東京 花子

現連帯保証人
住所 東京都練馬区練馬7-8-9保証協会ビル10階
氏名 フリガナ トキョウ ハナコ
東京 花子

物上保証人
住所
氏名

貴協会の信用保証に基づき委託者が全額借付から以下の借入をした際に、貴協会との間に締結いたしました 借入 月 日付信用保証委託契約書(以下「原契約」といいます)上の保証人の加入・脱退に際し、委託者、新連帯保証人、現連帯保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第1条 委託者、新連帯保証人、新連帯保証人および物上保証人は、東京 一郎 が今般、原契約上の保証人の地位から脱退し、保証の責を負うことを受諾します。

第2条 新連帯保証人および物上保証人は、引き続き貴協会に対し従来どおりの保証または物上保証の責を負います。

第3条 この契約により原契約上の保証人として新たに加入した保証人(新連帯保証人)は、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負う一切の債務について、委託者の委託を受けて委託者と連帯して履行の責を負います。

第4条 委託者は、前条の新連帯保証人の加入について、貴協会に承認します。

第5条 委託者は、新連帯保証人に、次の条項に規定する事項を提供したことを表明し、これを保証します。また、新連帯保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。

(1) 委託者の財産および収支の状況
(2) 貴協会に対する債務から生じる債務履行、延滞保証料債権、その他の債権(以下「原契約から生じる債権」と総称します。)以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
(3) 委託者が原契約から生じる債務の担保として既に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その額およびその内容

第6条 新連帯保証人は、貴協会が変更を承認した日(以下「本変更契約成立日」といいます。)までに、貴協会に対し保証書(保証書正証書)を提出しない場合は、本変更契約成立日において、新連帯保証人が以下の各号に掲げる行為がなされたことを表明し、これを保証します。これらに該当し、かつ本人または法定代理人が有罪となつた場合は、新連帯保証人は貴協会が受けた一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

(1) 委託者が法人である場合のその廃止、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
(2) 委託者が法人である場合の次に掲げる者
イ 委託者の株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。)の過半数を有する者
ロ 委託者の株主の議決権の過半数を有する他の株式会社における当該他の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
ハ 委託者の株主の議決権の過半数を有する他の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者が有する当該他の株式会社の株主の議決権の過半数を有する者
ニ 貴協会以外の法人が委託者である場合に、イ、ロまたはハに掲げる者に準ずる者
(3) 委託者(法人を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に関与している委託者の配偶者

第7条 この契約に規定の定めのあるもの以外すべてで委託者または新連帯保証人の各条項が適用されることを承認します。なお、裏面記載の各条項の適用から除外されている場合は、裏面記載の各条項が適用されるものとします。

信用保証委託契約書第1条の借入事項による借入(借入金債務の明細)

金融機関名	東西銀行	東銀座	支店
借入形式	① 証書貸付 2 手形貸付(イ 借入 □ 極度) 3 手形割引(イ 借入 □ 極度)		
借入内容	4 当座貸越(イ 貸付専用型 □ 事業者カードローン)		
	5 電子記録簿増額引(イ 借入 □ 極度(手形・電子記録簿増額両方の割引を含む))		
借入(割引)年月日	令和2年 7月 2日		
借入金額	金 11,000,000円		
現在残高	金 8,608,000円		

(契約条項裏面) 2020.04

【記入例③：連帯保証人一部解除】

- ・複数代表である東京一郎氏が退任。
- ・これまで複数代表だった東京花子氏が引き続き代表に留任。
- ・当社より東京一郎氏の連帯保証人解除の申し出。

新たに加入する連帯保証人はいませんので記入しません。

東京花子氏は連帯保証人として継続されるので現連帯保証人欄に自署・捺印します。

連帯保証人を解除される方の氏名を忘れずに記入してください。

本号の「保証条件変更基礎講座」の内容に関するお問い合わせ先：
管理部 管理統括課 03-6264-1259

皆さまから多く寄せられるご質問

Q.1 | 一部誤記が判明しました。訂正印(実印)は、当事者全員分が必要ですか？

A.1 | 委託者欄、新連帯保証人欄、現連帯保証人欄、物上保証人欄の個々の訂正であれば、その欄の当事者のみの訂正印で差し支えありません。なお、それ以外の部分の訂正については、当事者全員の訂正印が必要になります。

Q.2 | 契約を締結する際には、必ず協会から送付されてきた書式を利用しなければいけませんか？(書き損じに備え事前に写しを取っておいたのですが、そちらを利用することは可能ですか？)

A.2 | 必ず協会から送付されたものを利用してください(万が一写しに不備があった場合には契約が無効になる恐れがあります)。

Q.3 | 契約締結までの期限はありますか？

A.3 | 契約締結までの期限はありませんが、協会から送付された契約書式到着後1か月以内を目安に当該契約書を締結していただき、協会担当部署宛に返送してください。業況等に変動があった場合、再度申請していただくこともございますので、迅速な手続きをお願いします。

Q.4 | 代表者兼連帯保証人が死亡したため、新代表者が就任しましたが、速やかに連帯保証人の差替が必要ですか？

A.4 | 相続調査を行ったうえで「被保証人名称・住所等変更届出書」に必要な書類を添付し、死亡した事実を保証担当部署に届出いただければ問題ありません。新代表者に連帯保証人の加入意思があり、差替を希望する場合には、管理統括課に条件変更の申請をしてください。また、根保証制度を利用中に連帯保証人の死亡が判明した場合は、新たな貸越契約は一時中止し、速やかに所定の報告書(根保証制度の条件保証人死亡に伴う貸越等一時中止報告書)を保証担当部署宛に提出してください。



〈業務概況〉

当月中

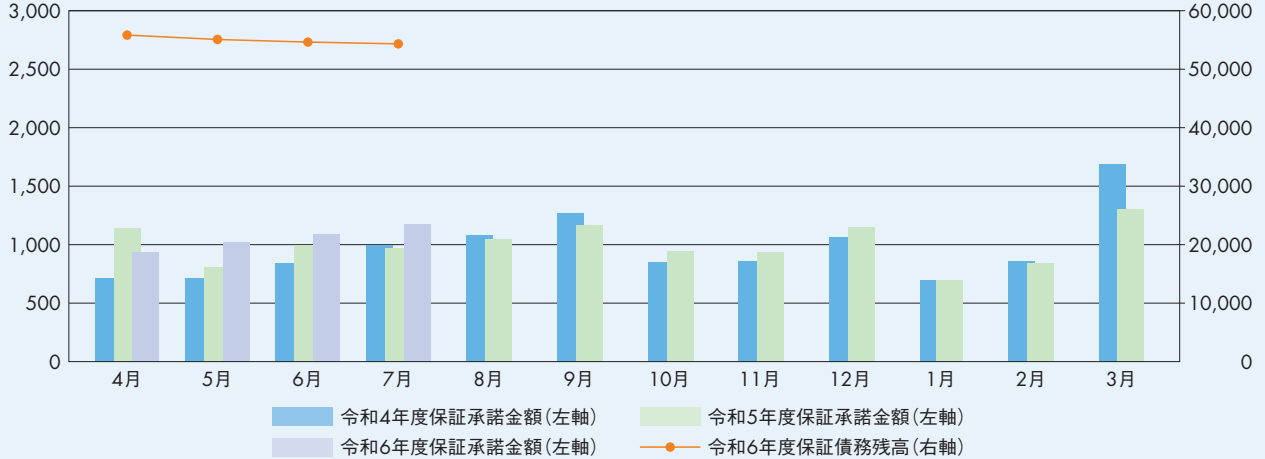
当年度累計

(金額単位:百万円)

	当月中		前年同月比(%)		当年度累計		前年同期比(%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証申込	7,234	115,753	96.4	91.4	30,107	514,453	107.1	116.6
保証承諾	7,235	116,874	114.7	120.9	26,624	419,661	101.3	107.2
保証債務残高	462,581	5,433,453	95.6	88.1	—	—	—	—
代位弁済	521	6,619	118.1	117.6	2,238	28,400	116.7	122.9
回収	—	864	—	98.9	—	3,753	—	118.1

〈月別保証承諾金額・債務残高〉

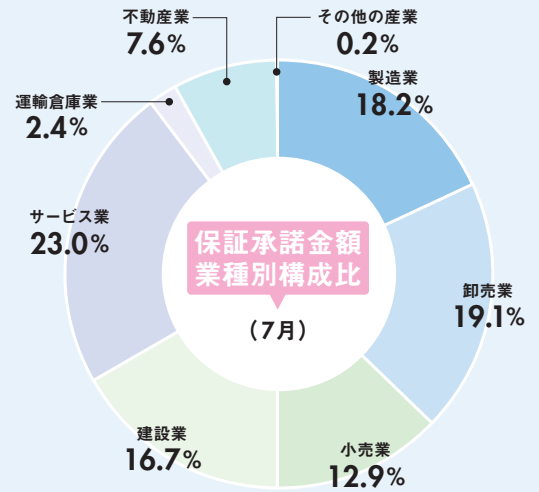
(単位:億円)



〈業種別保証承諾状況〉

(金額単位:百万円)

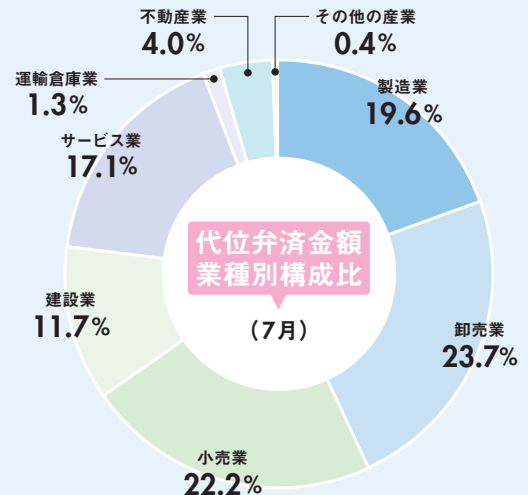
	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
製造業	1,141	21,217	126.6	128.9	4,107	73,629	105.2	110.2
卸売業	1,067	22,348	105.7	113.2	3,862	79,032	96.8	107.8
小売業	1,162	15,096	117.5	138.5	4,351	54,575	100.6	108.6
建設業	1,287	19,560	114.2	129.7	4,899	72,264	104.6	114.7
サービス業	1,815	26,844	114.3	121.1	6,527	91,054	100.9	104.0
運輸倉庫業	169	2,786	111.9	102.5	597	10,118	100.7	98.9
不動産業	578	8,836	110.5	95.1	2,217	37,950	99.3	96.4
その他の産業	16	188	80.0	69.1	64	1,041	73.6	119.4
合計	7,235	116,874	114.7	120.9	26,624	419,661	101.3	107.2



〈業種別代位弁済状況〉

(金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
製造業	83	1,300	105.1	146.4	323	4,430	114.5	129.6
卸売業	95	1,571	126.7	155.3	450	7,521	140.6	168.7
小売業	124	1,467	122.8	107.4	475	5,140	111.8	121.8
建設業	70	776	109.4	93.6	355	4,232	106.6	84.6
サービス業	122	1,130	122.0	107.6	494	5,196	107.6	111.5
運輸倉庫業	6	84	100.0	873.8	41	586	110.8	301.9
不動産業	20	263	125.0	55.6	97	1,247	161.7	109.3
その他の産業	1	28	—	—	3	48	150.0	293.5
合計	521	6,619	118.1	117.6	2,238	28,400	116.7	122.9



※表中の金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額等と必ずしも一致しません。
ハイフン(—)は、前年度実績が0を示します。

※表中の%は単位未満を四捨五入しているため、必ずしも合計は100%になりません。

〈金融機関業態別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
都市銀行	564	15,413	94.8	91.7	1,966	51,788	91.6	90.0
地方銀行	433	12,023	131.6	136.3	1,398	37,720	101.0	105.8
第二地方銀行	142	3,471	124.6	117.2	463	12,421	98.7	98.3
信用金庫	5,679	81,313	117.0	130.3	21,330	300,157	102.7	112.5
信用組合	398	4,210	100.8	80.4	1,402	16,146	95.8	90.7
その他	19	445	90.5	116.2	65	1,429	125.0	148.0
合計	7,235	116,874	114.7	120.9	26,624	419,661	101.3	107.2

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	94	1,243	123.7	115.7	398	5,607	115.0	105.7
	40	722	100.0	119.5	177	3,187	117.2	112.6
	19	335	118.8	103.8	80	1,123	131.1	104.6
	324	3,692	117.0	111.3	1,428	16,404	118.0	129.7
	42	588	144.8	208.0	141	1,947	103.7	183.8
	2	39	66.7	146.8	14	132	100.0	68.2
	521	6,619	118.1	117.6	2,238	28,400	116.7	122.9

〈地区別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
千代田区	335	7,978	100.6	112.2	1,302	34,249	98.0	119.9
中央区	436	9,731	131.7	136.2	1,412	30,349	97.6	107.7
港区	420	9,337	106.6	107.7	1,617	37,221	96.4	106.7
新宿区	209	4,168	92.5	111.0	817	15,007	80.7	83.9
文京区	108	2,093	93.1	92.6	369	8,077	82.2	101.6
台東区	298	5,331	107.2	112.8	1,005	17,784	83.5	91.7
墨田区	201	2,889	144.6	170.7	917	10,906	147.0	129.7
江東区	158	2,544	142.3	156.0	596	8,829	115.3	119.0
品川区	239	3,486	127.1	111.5	866	11,859	99.3	97.1
目黒区	128	1,908	96.2	82.8	561	8,413	102.9	101.5
大田区	414	5,462	142.3	134.5	1,509	18,165	128.0	113.7
世田谷区	320	4,524	110.7	105.1	1,124	15,208	94.1	94.3
渋谷区	408	9,210	120.0	123.2	1,494	33,768	106.9	114.2
中野区	94	1,516	106.8	118.5	331	5,042	105.4	121.9
杉並区	110	1,223	113.4	81.9	450	5,236	108.2	86.9
豊島区	197	3,675	118.0	154.3	621	11,106	101.0	106.5
北区	101	1,097	101.0	95.8	385	4,232	94.8	87.5
荒川区	130	1,668	95.6	115.9	506	5,925	83.6	92.9
板橋区	237	3,595	114.5	171.4	850	10,131	96.7	106.0
練馬区	223	2,738	95.3	109.7	705	7,693	83.2	87.4
足立区	431	4,986	117.8	110.7	1,578	18,610	101.7	100.9
葛飾区	204	2,650	91.1	90.6	737	10,423	79.2	90.0
江戸川区	284	4,284	132.7	140.4	1,262	17,551	123.0	150.7
市町村・島嶼	1,550	20,781	118.7	133.5	5,610	73,878	106.9	114.3
合計	7,235	116,874	114.7	120.9	26,624	419,661	101.3	107.2

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	21	239	72.4	34.3	90	1,648	111.1	89.0
	43	627	143.3	139.5	176	2,876	154.4	203.0
	52	709	173.3	235.0	198	3,074	129.4	156.4
	58	1,124	223.1	290.4	145	2,311	136.8	125.0
	8	202	72.7	102.6	39	539	90.7	100.9
	30	477	142.9	116.5	105	1,397	122.1	120.5
	5	48	71.4	74.5	50	826	147.1	303.9
	23	140	255.6	233.1	61	644	138.6	143.3
	13	102	260.0	226.1	54	472	120.0	140.3
	14	165	233.3	652.4	46	672	164.3	258.7
	18	246	78.3	137.5	67	973	83.8	114.4
	20	161	95.2	55.4	95	1,120	104.4	105.8
	33	565	100.0	107.9	156	2,566	101.3	96.4
	8	82	200.0	297.6	28	239	133.3	154.3
	8	118	66.7	48.7	41	470	151.9	114.5
	9	58	52.9	27.5	73	899	105.8	97.4
	7	65	140.0	527.6	39	255	150.0	86.6
	3	8	60.0	24.5	27	249	55.1	64.8
	11	111	122.2	220.4	47	484	85.5	89.3
	6	25	40.0	32.4	62	442	87.3	76.3
	20	182	222.2	142.2	87	751	113.0	147.9
	10	55	55.6	38.9	56	349	74.7	55.1
	14	110	87.5	105.1	101	829	103.1	60.3
	87	1,001	108.8	102.8	395	4,317	135.7	163.4
	521	6,619	118.1	117.6	2,238	28,400	116.7	122.9

保証申込・ご相談窓口のご案内

お客様の利便性を考慮し、担当地域制をとっています。法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。また都内に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

八重洲支店

担当地域：
千代田区・中央区・港区・島しょ

〒104-0061
中央区銀座6-17-1
銀座6丁目-SQUARE
東京信用保証協会
本店12階

TEL 03 (6264) 1830
FAX 03 (3545) 3100

新宿支店

担当地域：
新宿区・中野区・杉並区

〒160-0023
新宿区西新宿6-3-1
新宿アイランド・ウィング
ビル3階

TEL 03 (3344) 2251
FAX 03 (3344) 2390

上野支店

担当地域：
台東区・文京区・北区

〒111-0041
台東区元浅草2-6-7
マタイビル5階

TEL 03 (3847) 3171
FAX 03 (3847) 3191

池袋支店

担当地域：
豊島区・板橋区・練馬区

〒170-0013
豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル8階

TEL 03 (3987) 5445
FAX 03 (3987) 7523

千住支店

担当地域：
足立区・荒川区・葛飾区

〒120-0036
足立区千住仲町40-10
住友生命北千住ビル2階

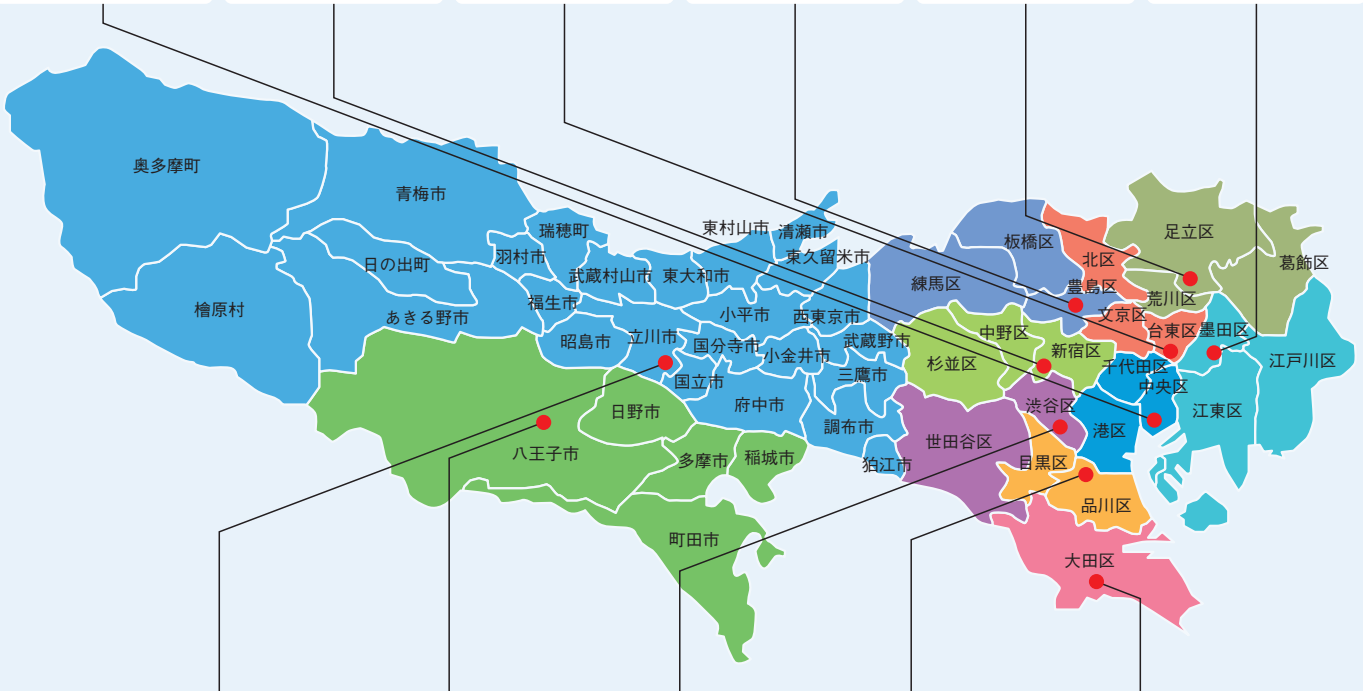
TEL 03 (3888) 7231
FAX 03 (3888) 7293

錦糸町支店

担当地域：
墨田区・江東区・江戸川区

〒130-0013
墨田区錦糸1-2-1
アルカセントラルビル4階

TEL 03 (5608) 2011
FAX 03 (5608) 2320



立川支店

担当地域：
八王子支店担当地域
以外の多摩地区

〒190-0012
立川市曙町2-37-7
コアシティ立川ビル5階

TEL 042 (525) 6621
FAX 042 (525) 8712

八王子支店

担当地域：
八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市

〒192-0046
八王子市明神町3-20-6
八王子ファーストスクエア
ビル3階

TEL 042 (646) 2511
FAX 042 (646) 1970

渋谷支店

担当地域：
渋谷区・世田谷区

〒150-0002
渋谷区渋谷3-28-13
渋谷新南口ビル5階

TEL 03 (5468) 0135
FAX 03 (5468) 1037

五反田支店

担当地域：
品川区・目黒区

〒141-0022
品川区東五反田2-10-2
東五反田スクエアビル4階

TEL 03 (5447) 8250
FAX 03 (3443) 1130

大田支店

担当地域：
大田区

〒144-0035
大田区南蒲田1-20-20
東京都城南地域
中小企業振興センター3階

TEL 03 (5710) 3610
FAX 03 (5710) 3091

※お電話の際はおかけ間違いのないようご注意ください。

事業承継について

・事業承継について相談したい

事業承継サポートデスク
(本店12階)
TEL 03 (6264) 1847

海外展開について

・海外展開について相談したい

海外展開サポートデスク
(本店12階)
TEL 03 (6264) 1864

信用保証委託契約書の送付

・融資実行時に徴求した信用保証委託契約書について
保証事務課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1094

信用保証料について

・信用保証料の計算方法、送金
手続、返戻等について知りたい
経理課 (本店13階)
TEL 03 (6264) 1637

条件変更手続について

期間延長・返済方法の変更
(他の条件変更や事故報告を伴うものを除く)

各支店保証課等
※名称・住所変更など各種報告についてもこちらへお願いします。

連帯保証人の追加・解除、保証条件担保の変更など
上記以外の条件変更

管理統括課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1259

創業保証の申込・ご相談

・創業に関する保証申込や相談
をしたい

各支店保証課
創業支援の窓口として各支店
内に「創業アシストプラザ」を設
置しています。

貸付実行・償還・完済報告について

・貸付実行・報告手続について
知りたい
・償還・完済報告について知り
たい

代位弁済課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1276

※信用保険課は令和5年4月1日、
代位弁済課に統合しました。

延滞、その他事故が発生したとき

・事故報告の手続について知り
たい

管理統括課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1259

代位弁済について

・債権保全に関することなど、
事前協議をしたい
・代位弁済請求の手続について
知りたい
・債権書類の引渡し等について
知りたい

代位弁済課 (本店12階)
TEL 03 (6264) 1276

東京信用保証協会

検索

<https://www.cgk-tokyo.or.jp/>

ステップアップセミナー「創業編」

開催のお知らせ

定員
50名
(申込先着順)

参加
無料

創業に興味をお持ちの方や、創業後の経営課題解決のヒントを得たい方を対象にセミナーを開催いたします。
今回は“女性が選ぶNo.1ファッションサブスク・レンタル企業”
株式会社エアークローゼット代表取締役社長兼CEOの天沼聡氏による講演のほか、
中小企業診断士を講師に招き、ウェブプロモーションやトップセールスなど
創業時に役立つ知識を学べる内容となっています。また、トークセッションや参加者同士の交流会もあります。
当協会HPよりぜひお申込ください。

日時 令和6年 **10月19日(土)** 12:30～17:00
(※12:00～開場)

会場 Startup Hub Tokyo 丸の内
(千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟1F)

申込期限 令和6年10月4日(金) 事前申込制
※定員に達した場合、期限前に申込受付を終了させていただいております。

お申込みは
こちらから



①日本初の普段着ファッション
レンタルサービス
「エアークローゼット」の
創業秘話とこれから

 **airCloset**

株式会社エアークローゼット
代表取締役社長兼CEO **天沼聡氏**



②創業に有効なウェブプロモーション
～HP、ブログ、SNSの経営活用法～

株式会社スプラム
代表取締役
中小企業診断士 **竹内幸次氏**



③トップセールス入門セミナー

株式会社キャラウィット
代表取締役
中小企業診断士 **上岡実弥子氏**



④保証協会創業ミニセミナー 東京信用保証協会の職員が当協会の創業支援についてご案内します

⑤トークセッション ～当協会の創業事例動画出演者による創業後のストーリー～

■ファシリテーター
エフ・ブルーム株式会社
代表取締役
中小企業診断士
大江栄氏



■パネラー
ゴーダカフェ株式会社
代表取締役
小田隆之氏



■パネラー
株式会社chibito
代表取締役/プロデューサー
コピーライター
阿部裕子氏



⑥交流会 トークセッション出演者も参加して、仲間作りを応援します

東京信用保証協会 ステップアップセミナー

検索



保証マンズリーの
バックナンバーはこちらから▶



金融機関の皆さまの声をお寄せください

当協会は昭和55年より金融機関と保証協会をつなぐ情報誌として「保証マンズリー」を発刊しています。
本誌に関する金融機関の皆さまからのご意見・ご要望等を承っております。
お気軽に企画部広報課(03-6264-1695)までお寄せください。